

うるま市指定管理者制度 用語の定義

指定管理者募集要項及び指定管理者業務仕様書等で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設のことをいう。
- 2 「申請者」とは、指定管理者の指定を受けようとする事業者のことをいう。
- 3 「申請者の資格」とは、指定管理候補者選定基準の内の一つで、満たしていない場合は、審査の結果指定管理候補者として選定しない条件のことをいう。
- 4 「使用料」許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用についての対価で支払う料金であり、市が徴収する料金のことをいう。(地方自治法第225条)
- 5 「利用料金」とは、公の施設の利用についての対価で支払う料金であり、「使用料」に相応するもので、指定管理者の収入として収受させることができる料金のことをいう。(地方自治法第244条の2第8項及び第9項)
- 6 「その他収入」とは、使用料・利用料金を除く、イベントや講演会等での材料代・テキスト代・保険代等の実費や、実費以外の参加費等のことをいう。
※ その他収入の帰属については、《指定管理者が行う事業の分類(種類・経費負担・収入の帰属等)》を参照ください。
- 7 「指定管理料」とは、市と指定管理者で締結する協定に基づき、市が指定管理者に対して支払う管理業務の実施に関する対価のことをいう。
- 8 「基本協定」とは、業務内容や指定管理料の額等の基本的事項について、市と協議し、指定期間にわたる総括的又は基本的な事項を締結する協定のことをいう。
- 9 「年度協定」とは、業務内容の詳細や指定管理料の額等の細目的事項について、市と協議し、毎年度確認を要する事項を締結する協定のことをいう。
- 10 「事業計画書」とは、指定管理者(応募者)として、どのように施設を管理運営するか、具体的な目標、市に提案する新たな事業、実施する業務及び時期等、管理運営に関する事項が明記されている書類で、指定管理候補者の選定や協定締結の際に、指定管理者(応募者)が作成し市に提出する書類のことをいう。
- 11 「業務報告書」とは、協定書に則り、毎月(または指定する期間、例:〇ヶ月毎に)指定された日までに指定管理者が市に提出する、前月の業務内容を記載した報告書のことをいう。
- 12 「事業報告書」とは、協定書に則り、毎年度指定された日までに指定管理者が市に提出する、前年度の事業内容を記載した報告書のことをいう。

～ 注意(提案事業と自主事業) ～

※ 本市では、申請者から市に提案する新たな事業について「提案事業」「自主事業」と分けて定義する。

① 「提案事業」とは、施設の設置目的の範囲内において指定管理者が自らの創意工夫やノウハウを活かし、企画した業務で、指定管理費用(指定管理料や利用料金)で施設を使用して実施する事業のことをいう。

ただし、提案事業を実施するために事業計画書の提出だけではなく、協定書に記載し、指定管理業務の範囲とすることが必要です。

② 「自主事業」とは、施設の設置目的の範囲内外において指定管理者が自らの創意工夫やノウハウを活かし、企画した業務で、自らの責任と費用で施設を使用して実施する指定管理業務以外の事業のことをいう。

提案事業とは違い協定書に記載しないため、自主事業を実施する際には、事業計画書の提出だけではなく、市と協議し承認を得る必要があります。(例:協議事項合意書)

- ※ 自主事業の種類
- ① 施設の設置目的内の事業 : (使用許可の申請が必要)
 - ② 施設の設置目的外の事業 : (行政財産使用許可の申請が必要)

《指定管理者が行う事業の分類(種類・経費負担・収入の帰属等)》

事業の種類			経費の負担方法	収入の種類	収入の帰属	施設の 利用権限		
設置目的内	指定管理者としての事業 【 市中が仕様書に掲げた業務 】 ア、指定管理業務(協定書記載業務)	① 施設の 維持管理	有料 施設	指定管理料 指定管理料+利用料金 利用料金	収入なし	—	代行管理権	
			無料 施設	指定管理料	収入なし	—		
		② 施設の 運営	有料 施設	指定管理料 指定管理料+利用料金 利用料金	使用料 利用料金 利用料金	市 指定管理者 指定管理者		
			無料 施設	指定管理料	収入なし	—		
		③ 施設の 利用促進 のための 活動(P R・営業活 動)	有料 施設	指定管理料	収入なし	—		
				指定管理料+利用料金 利用料金				
			無料 施設	指定管理料	収入なし	—		
				指定管理料	収入なし	—		
		④ イベント、興行等 のソフト事 業	有料施 設	指定管理料	収入なし	—		
				指定管理料+利用料金 利用料金				
				指定管理料	収入又は実費 使用料	市		
				指定管理料+利用料金	収入又は実費 利用料金	市 指定管理者		
			無料 施設	利用料金	収入又は実費 利用料金	市 指定管理者		
				指定管理料	収入なし	—		
		【 提案事業 】 イ、指定管理業務 (協定書記載業務)	⑤ 法上の 指定管理 業務にな り得るもの (協定書 記載)	有料施 設	指定管理料	収入なし		—
					指定管理料+利用料金 利用料金			
	指定管理料				収入又は実費 使用料	市		
	指定管理料+利用料金				収入又は実費 利用料金	市 指定管理者		
	無料 施設			利用料金	収入又は実費 利用料金	市 指定管理者		
				指定管理料	収入なし	—		
指定管理料				収入又は実費	市			
指定管理料				収入又は実費	市			
【 自主事業 】 ウ、非指定管理業務 (協定書記載外業務)	⑥ 協定書 記載以外 (利用者・ 民間とし て施設を 利する事 業)		有料 施設	自己負担	収入なし	—		
				自己負担	収入又は実費	指定管理者 (利用者)		
			無料 施設	自己負担	利用料金 使用料	指定管理者 市		
				自己負担	収入なし	—		
	⑦ 協定書記載以外 (利用者・民間とし て施設を利する事 業だが、施設の設 置目的にそぐわ ない)		自己負担	自己負担	収入又は実費	指定管理者 (利用者)		
				自己負担	収入なし	—		
【 自主事業 】 エ、非指定管理業務 (協定書記載外業務)	⑦ 協定書記載以外 (利用者・民間とし て施設を利する事 業だが、施設の設 置目的にそぐわ ない)	自己負担	自己負担	収入又は実費	指定管理者 (利用者)			
			自己負担	行政財産 使用料	市			
設置目的外	【 自主事業 】 エ、非指定管理業務 (協定書記載外業務)	⑦ 協定書記載以外 (利用者・民間とし て施設を利する事 業だが、施設の設 置目的にそぐわ ない)	自己負担	自己負担	収入又は実費	指定管理者 (利用者)		
				自己負担	収入なし	—		

※ 実費とは…材料代・テキスト代・保険代など

※ 収入とは…実費以外の参加費など

※ 指定管理者(利用者)とは…指定管理者としてではなく、1人の利用者としての立場。

※ 設置目的外の自主事業については、自動販売機設置等が考えられるが、市が利用者として行政財産使用申請、設置している場合収入の帰属は、利用者(市)となるので要注意。